

1. 調査の結果明らかになった事実等

- 洲本市は、令和3年10月1日から令和4年2月24日までの間に12,651件、1,864,735,000円の寄附金を受領し、その返礼品として寄附金の額の3割を超過する額面の「洲本温泉利用券」等を提供していた。
- 洲本市は、旅館における「洲本温泉利用券」の利用枚数に応じて「寄附者に送る地元産品代(施設利用券)」及び「魅力発信事業協力事務費」を支出しており、これらを合算した額が返礼品の調達に要する費用と認められる。
- 返礼品として提供されていた「洲本温泉利用券」の額面金額に加え、「寄附者に送る地元産品代(施設利用券)」及び「魅力発信事業協力事務費」の合算額が寄附金の額の3割を超過しており、洲本市は、法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に掲げる基準に適合する団体ではなくなったと認められる。

2. 対応

- 地方税法第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき、洲本市の指定を取り消す。
 - ※ 高知県奈半利町(令和2年7月に取消し)、宮崎県都農町(令和4年1月に取消し)に続き、全国で3例目。
 - ※ 取消しの結果、地方税法の規定により、洲本市は指定を取り消されてから2年間、指定を受けることができない。

3. 今後のスケジュール

指定取消し通知発出、報道発表

指定取消しの効力発効 <5月1日(日)>

○総務省告示第 号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、令和三年総務省告示第三百二十九号（地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年五月一日から施行する。ただし、この告示による改正後の令和三年総務省告示第三百二十九号第二条の規定は、所得割の納税義務者が令和四年五月一日から同年九月三十日までの間に支出した第一号寄附金（同法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）について適用し、令和三年十月一日から令和四年四月三十日までの間に支出した第一号寄附金については、なお従前の例による。

令和四年四月二十七日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第二条 令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
〔略〕	〔略〕
兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 相生市 豊岡市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町
〔略〕	〔略〕

改正前

第二条 令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
〔同上〕	〔同上〕
兵庫県	全ての市町
〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。